

平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月30日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第31号

平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則（平成27年佐賀県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（平成26年改正県職員給与条例附則第7条第2項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第2項の規定による給料の支給）</p> <p>第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（平成26年改正県職員給与条例附則第7条第1項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第1項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び次条第1項において同じ。）以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を、平成26年改正県職員給与条例附則第7条第2項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第2項の規定による給料として支給する。</p>	<p>（平成26年改正県職員給与条例附則第7条第2項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第2項の規定による給料の支給）</p> <p>第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（平成28年12月1日において、<u>減額改定対象職員等（佐賀県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号）附則第3条第1号に規定する減額改定対象職員又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第41号）第1条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例別表第1から別表第4までの適用を受ける職員をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）である者</u>にあっては、当該額に100分の99.935を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（平成26年改正県職員給与条例附則第7条第1項又は平成</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(6) 略</p> <p>2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、平成29年3月31日までの間、その差額に相当する額（特定職員にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を、平成26年改正県職員給与条例附則第7条第2項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>（平成26年改正県職員給与条例附則第7条第3項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第3項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、公益的法人等派遣条例第13条第1号に規定する退職派遣者、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等</p>	<p>26年改正学校職員給与条例附則第5条第1項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日以後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び次条第1項において同じ。）以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を、平成26年改正県職員給与条例附則第7条第2項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額（平成28年12月1日において減額改定対象職員等である者にあっては、<u>当該額に100分の99.935を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。</u>）に達しないこととなるものには、平成29年3月31日までの間、その差額に相当する額（特定職員にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を、平成26年改正県職員給与条例附則第7条第2項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>（平成26年改正県職員給与条例附則第7条第3項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第3項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、公益的法人等派遣条例第13条第1号に規定する退職派遣者、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等</p>

改正前	改正後
<p>により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。) (当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。) であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。)には、平成29年3月31日までの間、その差額に相当する額(特定職員にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額)を、平成26年改正県職員給与条例附則第7条第3項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第3項の規定による給料として支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。) (当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。) であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額) <u>(平成28年12月1日において減額改定対象職員等である者にあつては、当該額に100分の99.935を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)</u>に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。)には、平成29年3月31日までの間、その差額に相当する額(特定職員にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額)を、平成26年改正県職員給与条例附則第7条第3項又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条第3項の規定による給料として支給する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。